

別記様式第二の二

(表面) (略)

別記様式第二の二

(表面) (略)

老人福祉法(抄)

3 第十
八条

(報告の微収等)

備該して者ては、前二項の規定による質問又は立入検査を行う場合において、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

老人福祉法(抄)

3 第十
八条

(報告の微収等)

老人福祉法(抄)

備該して者ては、前二項の規定による質問又は立入検査を行う場合において、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

老人福祉法(抄)

備考 この証明書は、B列八番とし、厚紙を用いること。

老人福祉法(抄)

3 第十
八条

(報告の微収等)

備該して者ては、前二項の規定による質問又は立入検査を行う場合において、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

老人福祉法(抄)

3 第十
八条

(報告の微収等)

老人福祉法(抄)

備該して者ては、前二項の規定による質問又は立入検査を行う場合において、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

老人福祉法(抄)

備考 この証明書は、B列八番とし、厚紙を用いること。

別記様式第二の三

(表面)(略)

老人福祉法(抄)
(報告の微収等)

第十八条(報告の微収等)老人福祉法(抄)
前二項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
二 第三十一条の五 厚生労働大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、協会に對して、その業務若しくは財産の提出を命じ、又は当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
三 第三十二条の四 厚生労働大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、協会に對して、その業務若しくは財産の提出を命じ、又は当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
四 第三十三条の四 厚生労働大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、協会に對して、その業務若しくは財産の提出を命じ、又は当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

備考 この證明書は、B列八番とし、厚紙を用いること。

別記様式第二の三

(表面)(略)

老人福祉法(抄)
(報告の微収等)

第十八条(報告の微収等)老人福祉法(抄)
前二項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
二 第三十一条の五 厚生労働大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、協会に對して、その業務若しくは財産の提出を命じ、又は当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
三 第三十二条の四 厚生労働大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、協会に對して、その業務若しくは財産の提出を命じ、又は当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
四 第三十三条の四 厚生労働大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、協会に對して、その業務若しくは財産の提出を命じ、又は当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

備考 この證明書は、B列八番とし、厚紙を用いること。

○ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（趣旨）

第一条 基準該当居宅サービスの事業に係る介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十二条第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定居宅サービスの事業に係る法第七十四条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第四十二条第一項第二号の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県（地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあっては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。）が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第四十一条、第五十五条、第五十六条、第一百六条、第一百七条、第一百三十条第六項（第一百四十条の三十二において準用する場合に限る。）、第一百四十条の二十七、第一百四十条の二十八、第一百九十五条（第二百六条において準用する場合に限る。）及び第二百五条の二の規定による基準

第百三十条第六項（第一百四十条の三十二において準用する場合に限る。）、第一百四十条の二十七、第一百四十条の二十八、第一百九十五条（第二百六条において準用する場合に限る。）及び第二百五条の二の規定による基準

二 九 （略）

二 九 （略）

(苦情処理)

第三十六条 (略)

2～4 (略)

5 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第百七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

6 (略)

(指定通所介護の具体的取扱方針)

第九十八条 (略)

1～3 (略)

四 指定通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添つて適切に提供する。特に、認知症（法第五条の二に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

(指定通所介護の具体的取扱方針)

第九十八条 (略)

1～3 (略)

四 指定通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添つて適切に提供する。特に、認知症（法第八条第十六項に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

(苦情処理)

第三十六条 (略)

2～4 (略)

5 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第百七十六条第一項第二号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

6 (略)

(設備及び備品等)

第一百二十四条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事が、火災予防、消火活動等

(設備及び備品等)

第一百二十四条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事が、火災予防、消火活動等

つては、指定都市又は中核市の市長。（以下同じ。）が、火災予防、消防活動等に關し専門的知識を有する者の意見を聽いて、次の各号のいづれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定短期入所生活介護事業所の建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認められたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一（三）（略）

3
8

に關し専門的知識を有する者の意見を聽いて、次の各号のいづれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定短期入所生活介護事業所の建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認められたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一（三）（略）

3
8

○ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（基本方針）	（基本方針）
第一条　（略）	第一条　（略）
2	2
3　指定居宅介護支援事業者（法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立つて、利用者に提供される指定居宅サービス等（法第八条第二十三項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行わなければならない。	3　指定居宅介護支援事業者（法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立つて、利用者に提供される指定居宅サービス等（法第八条第二十一項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。
4　指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、法第一百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の七の二に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）、介護保険施設等との連携に努めなければならない。	4　指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、法第一百十五条の四十五第一項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の七の二に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）、介護保険施設等との連携に努めなければならない。
（苦情処理）	（苦情処理）

第二十六条 (略)

2～5 (略)

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第百七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関する国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならぬ。

7 (略)

第二十六条 (略)

2～5 (略)

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第百七十六条第一項第二号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関する国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならぬ。

7 (略)

○ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号）（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（趣旨）

第一条 指定介護老人福祉施設に係る介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第八十八条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第八十八条第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあつては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。）が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第二条、第十三条第七項、第二十一条（第四十九条において準用する場合を含む。）、第四十三条第八項並びに第四十七条第二項及び第三項の規定による基準

十三条第七項、第二十一条（第四十九条において準用する場合を含む。）、第四十三条第八項並びに第四十七条第二項及び第三項の規定による基準

二 一四 （略）

（設備）

第三条 指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室

（趣旨）

第一条 指定介護老人福祉施設に係る介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第八十八条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第八十八条第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第二条、第十三条第七項、第二十一条（第四十九条において準用する場合を含む。）、第四十三条第八項並びに第四十七条第二項及び第三項の規定による基準

十三条第七項、第二十一条（第四十九条において準用する場合を含む。）、第四十三条第八項並びに第四十七条第二項及び第三項の規定による基準

二 一四 （略）

（設備）

第三条 指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室

イ 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者への指定

介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

ロ・ハ (略)

二九 (略)

ロ・ハ (略)

二九 (略)

(入退所)

第七条 (略)

2 (略)

(入退所)

第七条 (略)

2 (略)

3 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に

係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者的心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（法第八条第二十三項）に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等の把握に努めなければならない。

4 (略)

(苦情処理)

第三十三条 (略)

2 (略)

3 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に

係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者的心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（法第八条第二十一項）に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等の把握に努めなければならない。

4 (略)

5 指定介護老人福祉施設は、提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第百七十六条第一項第三号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指

イ 一の居室の定員は、一人とすること。

5 指定介護老人福祉施設は、提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第百七十六条第一項第二号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指

6 導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならぬ。
(略)

6 導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならぬ。
(略)